

医整第1268号  
平成30年1月25日

一般社団法人 岐阜県医師会長  
公益社団法人 岐阜県歯科医師会長  
一般社団法人 岐阜県病院協会会長 } 様

岐阜県健康福祉部医療整備課長

医療事故の再発防止に向けた提言第3号の公表について

このことについて、厚生労働省医政局総務課医療安全推進室長から別添のとおり通知がありましたので、内容を御了知の上、貴会会員等に御周知いただきますようお願いいたします。

なお、県内各保健所には別途通知しましたので、申し添えます。

岐阜県 健康福祉部 医療整備課 医事係  
担当係長 森川 担当 山本  
TEL 058-272-1111 (2528)  
直通 058-272-8265 FAX 058-278-2623  
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1



医政安発 0119 第 1 号  
平成 30 年 1 月 19 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室長  
( 公 印 省 略 )

医療事故の再発防止に向けた提言第 3 号の公表について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
医療事故調査制度につきましては、平成 27 年 10 月から、医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、医療事故調査・支援センター（以下「センター」という。）において、その調査報告を収集し整理・分析することで医療事故の再発防止につなげ、医療の安全を確保することを目的として実施されております。

また、センターは再発の防止に関する普及啓発を行うこととされており、今般、医療事故の再発防止に向けた提言第 3 号として、注射剤によるアナフィラキシーに係る死亡事例の分析（以下「提言書」という。）が公表されましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、同様の事例の再発防止及び発生の未然防止のため、提言書の内容を御確認の上、管下の医療機関に対する周知をお願いいたします。

提言書につきましては、別途、センターから各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛に送付されており、センターのホームページ

(<https://www.medsafe.or.jp/modules/advocacy/>) にも掲載されていますことを申し添えます。

<p>(留意事項) 本通知の内容については、貴管内医療機関の医療に係る安全管理のための委員会の関係者、医療安全管理者、医薬品及び医療機器の安全使用のための責任者等に対しても、周知されるよう御配慮願います。</p>
--